

平成20年度第2回宮城県男女共同参画審議会会議録

日時 平成21年3月18日(水) 午前10時から午後0時10分まで
出席委員 伊藤吉里委員, 佐々木信義委員, 菅原真枝委員, 高木龍一郎委員,
舟山健一委員, 細川美千子委員, 本田紀子委員, 槇石多希子委員
欠席委員 安藤ひろみ委員, 小田中直樹委員, 佐藤ゆり子委員, 布施孝尚委員,
渡邊美代子委員

1 開 会

事務局：本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。開会に当たりまして、宮城県環境生活部の今野部長より皆様にごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ 宮城県環境生活部長

今野環境生活部長：宮城県男女共同参画審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には、お忙しい中、男女共同参画審議会に御出席いただきましてありがとうございます。本日は、7月に開催いたしました審議会に続き、今年度2回目の審議会になるわけですが、関係各課との懇談会を開催させていただき、年次報告の取りまとめに御尽力を賜り、また、大変有意義な意見をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

この一年間、県の環境生活部としましては、県民への意識啓発のために様々な啓発活動や研修会などを行ってまいりました。また、市町村に対しましては、直接出向きまして、首長さんを始め幹部の方々への働きかけなどを行いました。さらに、企業における女性の管理職への登用や仕事と家庭の両立への支援を働きかけるために、ポジティブ・アクション推進事業なども行ってきたところです。

しかしながら、男女共同参画推進社会の実現のためには、多岐にわたる様々な課題を抱えております。県といたしましては、男女共同参画の視点に立った行政を推進し、宮城県庁を挙げた取り組みが不可欠と考えております。そのため、環境生活部だけではなく関係部局への働きかけや市町村とも連携を強化し、また、審議会委員の皆様の御意見もいただきながら、より一層推進していきたいと考えております。

本日は、「男女共同参画基本計画の進行管理」、「次期基本計画の策定」、「来年度に予定しております組織改正の概要と男女共同参画施策」などにつきまして、御審議いただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：本日の審議会は、委員13名中8名の方が御出席ですので、宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。なお、本日配布いたしました出席者名簿には、安藤委員、小田中会長が出席となっておりますが、急な所用や体調不良のため欠席となりましたので御了承願います。

本日の審議会は、原則として公開となっております。4名の方に傍聴いただいておりますことを併せて御報告いたします。

お手元に配布の資料を確認させていただきます。本日配布させていただきました資料は、『会議次第』『出席者名簿』『小田中会長・槇石副会長名の知事あての意見

書』になります。その他に、事前に郵送させていただきました『資料1』から『資料7』になります。

進行につきましては、宮城県男女共同参画推進条例第19条第6項及び第20条第1項の規定によりまして、小田中会長が不在のため、槇石副会長に議長をお願いいたします。

3 議題

槇石副会長：小田中会長が急遽欠席することとなりましたので、この審議会の開会直前に議長を務めることとなりました。現在、平成21年4月の県の組織改正により、男女共同参画推進課の名称が変更になることが話題となっておりますが、この件につきましては、後ほど県の方から御説明をいただくこととなっております。本日は議題も多く、資料も膨大になっておりますが、限られた時間の中でできるだけ円滑に、かつ真剣に審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。資料につきましては、各委員に事前に送付いただいております。これだけの膨大な資料の全てに目を通すことはなかなか難しいこととは思いますが、事務局からの説明につきましては、要点を簡潔に説明願いたいと思っております。

(1) 前回の審議会で今後検討することとなった事項等について

① 平成20年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告の宮城県議会等への報告結果概要について

槇石副会長：議題の(1)「前回の審議会で今後検討することとなった事項等」のうち、初めに①の「平成20年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告の宮城県議会等への報告結果概要」について、事務局から説明願います。

事務局：資料1「平成20年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告の宮城県議会等への報告結果概要について」に基づいて説明。

槇石副会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問・御意見などありましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

② 平成21年度宮城県男女共同参画基本計画の進行管理(案)について

③ 男女共同参画推進のための個別課題を対象とした検討(案)について

槇石副会長：次に、②「平成21年度宮城県男女共同参画基本計画の進行管理(案)」と③「男女共同参画推進のための個別課題を対象とした検討(案)」については、関連がありますので、一括して議題とします。事務局から説明願います。

事務局：資料2「平成21年度宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について(案)」及び資料3「宮城県男女共同参画審議会での男女共同参画推進のための個別課題等を対象とした検討について(案)」に基づいて説明。

横石副会長：議題（１）③の個別課題を対象とした検討については、前回の審議会で御意見をいただいた渡邊委員から補足説明などもしていただければよろしいのですが、本日は欠席されております。個別課題を対象とした検討については、次期基本計画を策定する際に、その中で検討することもあるのではないかと考えております。また、事務局から、事業を実施した各課室での自己評価区分について変更する案の説明がありましたが、評価についてはこれからの社会の中でも非常に重要視される指針ではないかと思っております。事業実施状況調書による自己評価については、ここ数年続けてきており、年々良くなってきているとの意見を各委員から得ているところで、県としても力を入れてきていることは理解できると思っております。

御質問・御意見などありましたなら、お願いいたします。

伊藤委員：自己評価区分について、４段階に変更する案となっておりますが、これまでの３段階であった時の状況などについて教えてください。

事務局：平成２０年度までの３段階の評価区分ですと、真ん中の「２」に評価が集中してしまい、審議会委員の皆様から、適正な評価になっていないのではないかと御意見をいただきましたことから、もう少しきめ細かな評価を行うこととしました。具体的には、目標の４割以下の「見直しが必要」は変更せずに、残りの２段階を目標の達成割合に応じて３段階で評価することとしたものです。

伊藤委員：評価区分を細かくし、評価しやすくなったことと、わかりやすくなったことなどからよいのではないかと思います。

高木委員：議題の②と③の両方について審議していますが、③の個別課題を対象とした検討についてどうするかを明確にしないと、基本計画の進行管理の方法を決めることはできないのではないかと思います。

横石副会長：子育て支援や政策方針決定過程への女性の参画などの課題は、男女共同参画を推進する上での大きな課題です。しかしながら、審議会で個別課題について検討するにしても、今の段階では難しいのではないかと考えています。この案の１にしても案の２にしても、個別課題を盛り込んで議論することになるのではないかと思いますし、場合によっては、次期計画を策定する際に部会などで個別課題について検討することもあるのではないかと考えています。

高木委員：案の１は今までのように男女共同参画全般を見据えた上で、関係部局との懇談会を開いて、必要な課題をみつけてチェックしていくというやり方で、案の２は検討すべきテーマを絞り込んで、これに関係する部局との意見交換を行うというやり方になりますので、案の１と案の２では進行管理の方法が大きく違ってくると思います。

事務局：事務局から補足説明させていただきます。以前に審議会資料などをお送りした時に、案の２になることも踏まえまして、検討したいテーマについてお伺いしたと思います。その時点で、委員の皆様からテーマが出てくれば、この３月の審議会で来年度のテーマを二つか三つ決定していただいて、今年７月にそのテーマに関係する部局を集めて懇談会を開き、いままでどおり各調書に基づき１時間程度チェック

していただき、残りの1時間程度をテーマ別の意見交換の場にすることも考えていたところですが、今の時点でテーマを出していただけていないので、少なくとも今年度につきましては、7月にテーマ別に懇談会を開くということは難しい状況になっていますので、本日、十分に意見を出していただき、次回の審議会で次年度の検討の仕方を決めるということも可能です。案の1は必要に応じて議題に追加する案として、案の2については、1月ぐらいにテーマを出していただき、3月の審議会でテーマを決定して、そのテーマ別に7月頃に部局別懇談会を開くということになるものと考えています。

④ 年次報告の「宮城県男女共同参画審議会の意見」への対応状況の確認方法（案）について

榎石副会長：次に、④「年次報告の「宮城県男女共同参画審議会の意見」への対応状況の確認方法（案）」について、事務局から説明願います。

事務局：資料4「平成20年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告の『宮城県男女共同参画審議会の意見』への対応状況の確認方法について（案）」に基づいて説明。

榎石副会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問・御意見などありましたら、お願いいたします。

（質疑なし）

⑤ 所定内給与額の男女間賃金格差の分析結果について

榎石副会長：次に、⑤「所定内給与額の男女間賃金格差の分析結果」について、事務局から説明願います。

事務局：資料5「厚生労働省「賃金構造基本統計調査」結果における所定内給与額の宮城県と全国との男女間賃金格差の拡大について」に基づいて説明。

榎石副会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問・御意見などありましたら、お願いいたします。

細川委員：この資料を興味深く見せていただきました。この資料にあるような事実と宮城県の対応についてはわかりますが、宮城県でどうしてこのような格差になっているかという具体的な理由がわかればよいと思います。厚生労働省のレポートでは、役職が低いと賃金が上がっていかないといった記述がありますが、宮城県ではどのようなになっているかなどの具体的な原因がわかれば教えていただきたい。

事務局：そのような具体的な原因を把握しようと思いつつながら、業種別や年齢階級別などの分析を行いました。宮城県として分析できるデータが限られておりまして、本日提出しました資料以上の分析はできませんでしたことから、結局は原因を把握するまでには至りませんでした。この資料などをもとに、審議会委員の皆様から賃金格差の背景などについて御示唆いただければと思います。本日提出させていただきましたところですが、

細川委員：そういった状況ではないかということは想像できました。東北内での比較、日本海側と太平洋側の違いなど、地域別の比較などが必要ではないかと思います。また、国際的に見ても日本は男女間格差が大きいので、欧米の似たような地域と比較することなども考えてはどうかと思います。

事務局：ありがとうございます。参考にさせていただきます。

本田委員：男女間賃金格差については重要な問題だと思っています。厚生労働省のレポートの中では、男女の役職や勤続年数の違いなどが要因としてあげられていますが、この「賃金構造基本統計調査」の一般労働者の数値には、パート等は除かれていますが、契約社員などの非正規職員が含まれており、女性の場合、非正規職員の占める割合が非常に高いということも原因のひとつとしてあるのではないかと思います。それについて、東北6県と比較することはできるのではないかと思います。そこから考えますと、女性は、採用の段階から正社員として採用されるのがなかなか難しいという問題も現実にはまだあると思われま。勤続年数の問題では、子育てとの両立ができなくて一端退職してしまうと正職員として再就職するのは難しく、パートや非正規職員になっているという現状もあると思います。また、管理職に就いているかどうかだけでなく、従事している仕事の質が男女で違っており、それが賃金に影響しているということもあると思います。女性の能力発揮をどのように図っていくかという企業の意識や、女性労働者の意識の問題もあろうかと思。こういった問題やその他の様々な問題が複合しているのではないかと思います。

高木委員：本田委員から非常に重要な指摘がありましたが、一般労働者に占める正規・非正規社員の割合について、特に女性について全国との比較をすることにより、条例なども含めた法的な整備が必要なのか、啓発活動で対応できるものなのかなどの具体的な施策が明確になってくると思われま。そのような分析は行っているのでしょうか。

事務局：そこまでの分析は行っておりませんでしたので、今後考えさせていただきたいと思。います。

高木委員：このような情報は、労働局の方でもお持ちではないかと思。いますが、この点をしっかり把握できれば、おそらく宮城県は支店経済という特色もあり、女性が正規職員として雇用されていないというようなことがあれば、具体的な働きかけというものが見えてくるようになると思。います。

横石副会長：本田委員の宮城労働局にも御協力いただきながら、更に分析していただきますようお願い。します。

伊藤委員：皆さんからお話のあったような丁寧な分析が本当に重要であると感。じました。金額については、非常にわかりやすく、議論しやすいのですが、注意も必要であると思。います。単純に金額で見る良さや欠点があると思。います。中長期的に見て、同じ役割を果たしているのに不当に賃金が低いのは問題ですが、役割に応じて賃金が違うのは当然だと思。いますので、このところを検証できればよいのではないかと

思います。また、男女ともに同じ役割を果たさせるような社会になればもっとよいと思いますが、これについては、これまでも法律や政策で進められてきましたが、今後とも進めていかなければならないと思います。

(2) 宮城県男女共同参画基本計画の次期計画の策定について

榎石副会長：続きまして、議題(2)宮城県男女共同参画基本計画の次期計画の策定について、事務局から説明願います。

事務局：資料6-1「宮城県男女共同参画基本計画の次期計画の策定について」、資料6-2「平成18年男女共同参画に関する県民意識調査のまとめ【結果の概要と今後の対応】」、資料6-3「平成18年男女共同参画に関する県民意識調査報告書」に基づいて説明。

榎石副会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問・御意見などありましたら、お願いいたします。

舟山委員：資料6-2の概要版の6ページから7ページにある「7 各分野における男女の地位の平等感」について、「女性が優遇されている」との回答の数値が非常に低くなっていますが、誤りではないのですか。

事務局：資料6-3の報告書の44ページに元となったデータが記載されておりますが、「男性が優遇されている」との回答が圧倒的に多くなっており、「女性が優遇されている」との回答が圧倒的に少なくなっています。

榎石副会長：「男女平等」という回答が多くなっていることが望ましいと思うわけですが、この結果のような状況にあるというのが現実になっています。

佐々木委員：この調査は平成18年に実施していますが、報告書がまとまったのはいつなのでしょう。

事務局：平成18年度に調査を実施しまして、分析結果をまとめましたのが平成19年度になります。審議会で配布したのは今回が初めてですが、県のホームページでは既に公表しておりました。

佐々木委員：この調査やデータの取りまとめ、グラフ化などは県の職員が行っているのでしょうか。

事務局：調査自体は委託で実施しましたが、本日お示しした報告書や概要の分析などにつきましては、県で行いました。

佐々木委員：外部委託すれば、もっと早い時期にこのような報告書などは作成できるはずで、県の役割は、このデータに基づいて問題を把握して、今後どうしていかなければいけないかといったところにあるのではないかと思います。

榎石副会長：この調査は平成18年12月に実施されておりますことから、実質的に平

成19年に報告書が作成されたということだと思います。県の役割については、まさしく御意見のとおり、データを分析し、課題を抽出し、それをどのように具体的な施策につなげていくかということだと思います。

来年度から新しい計画の策定に着手することになりますが、スケジュールにもありましたが、部会を設置することなども予定しておりまして、今後委員の皆様から御意見をいただきながら進めていくことになろうかと思っています。

本田委員：資料6-3の36ページの「(問13) 配偶者や恋人からの暴力」について、様々な設問についての回答結果が出ていますが、「どんな場合でも暴力にあたる」という女性の回答が非常に低いと感じました。男女ともに、こういったことが暴力であるということを認識して、暴力のないより良い社会にしていくためには、まだまだ意識啓発が必要だと思いました。また、40ページの「(問15) セクシュアル・ハラスメント」についても、「セクハラにあたると思う」との回答が思ったより低いと感じました。このセクハラ関係についても、もっと啓発活動を図っていかねばならないと思いました。

槇石副会長：このような結果を踏まえて、意識改革の必要性などについて、次期計画の中に反映させていくことになろうかと思っています。

高木委員：DVやセクハラの問題については、意識の改革は最も必要なことだと思いますが、少し意外に思ったのは、資料6-3の24ページの「(問7) 男女が共に仕事と家庭を両立させる上での問題点」で、昨今の全国ニュースなどでは、例えば保育所などの女性が働くための環境整備の遅れなどが指摘されていますが、それ以上にこの調査結果では「負担が女性に偏っている」「労働時間が長い」「年休を取りにくい」といった回答が多くなっています。年休を取るのに、家庭のことでといった理由を聞くことも、答える義務もないことなので、こういったところでは、啓発によって数値が減らせるのではないかと思います。この他にも様々な意見が出るとは思います。県の施策として、事業所毎にきめ細かい啓発活動を実施することで、この数値を減らすことができ、介護施設、保育所、託児所の整備などの問題がさらにクローズアップされてくるものと思います。

舟山委員：農林業の立場からお話させていただきます。今回の調査結果を見ますと、農林業、商工業の分野での「女性が優遇されている」との回答が低い数値となっています。農村でのしきたりなどで、まだまだ女性が表に出にくい状況があり、環境整備を進める必要があると思っています。そのために必要なことは何かという質問に対しては、事業に取り組むリーダーや人材を育成することが必要という回答が多くなっており、私も同感でした。最近、農林水産省からも農家の男女共同参画に関する意識調査の結果が発表され、同じような調査結果になっていました。経営の知識や技術の習得などの機会や研修が必要ということで、このような結果を踏まえて、県においてもそのような機会などを増やしてほしいと思います。

一方で、農村の男性は、女性にもっと経営に関わってほしいという理解もありますが、女性に対する意識調査の結果では、主体的に経営に関わるのはまだ早いとの回答が多いのも事実です。女性が参画できるような環境の整備も必要ですが、女性自身がもう少し前面に出ようとする意識改革を進めることも必要だと感じています。

また、前の議題の男女間賃金格差についてですが、勤労者であれば男女別の賃金

のデータは出てきますが、農林漁業や商工自営業では、なかなか明確なデータが取りにくい状況にあります。今後は、このようなデータも把握していくことが必要であると感じました。

伊藤委員：意識啓発は非常に大事なことだと思います。その際のひとつの切り口として、男性学を唱えている学者の方もいますが、企業として、男の生き方と言うような男性が男性のことを考える機会をたくさん持つことがあってもいいと思います。また、子育てについてですが、これはたいへんすばらしいことであり、女性に独占させることはもったいないことだと思っています。

細川委員：子育てについてですが、働きながら幼稚園児を育てていまして、同じような女性の方や子育てに関わっている男性からも多くの話を聞く機会がありますが、皆さん孤独に感じています。そういった方々にとっては、今回のこの資料を見てみんな同じ気持ちでいることがわかるだけでも、自分が一歩前に進むことができたりしますので、このような情報をもっと県民の目に付くようにしてもらうことで励みになると思います。また、大学生と話をすることも多いのですが、大変しっかりしていて、リーダーシップを取れる学生、職業意識の高い学生なのですが、うまく回りの人たちがサポートしてあげないと、この先どのように進めばいいのかわかりにくいと思いますので、意識啓発や参加しやすいイベントも大事ですし、目に付くように情報を提供することなどによって更に一歩前進することができるのではないかと感じています。

(3) 平成21年度組織改正の概要及び男女共同参画施策について

○平成21年度組織改正の概要について

榎石副会長：続きまして、議題(3)平成21年度組織改正の概要及び男女共同参画施策についてですが、初めに、平成21年度に予定されています宮城県の組織改正の概要について、環境生活部長から説明願います。

今野環境生活部長：お配りしております資料7「共同参画社会推進課」を御覧ください。平成21年度の組織改編の概要について、男女共同参画推進課関係を御報告いたします。「生活・文化課」が所管しております県民運動関係と「男女共同参画推進課」「NPO活動促進室」「青少年課」を再編しまして、男女、NPO、青少年などの多様な主体が自主的・自発的に参画する地域社会の形成に向けて一元的・一体的に対応するため、新たに「共同参画社会推進課」を設置いたします。男女共同参画社会の実現をはじめ、青少年の健全育成、NPOの活動促進などは、いずれも県政の重要な課題であると認識しております。社会・経済環境がめまぐるしく変化する中で、これらの課題も多様化・複雑化しており、これまで以上に関係する各課室が密接に連携しながら対応していかなければならない状況にあります。このことから、限られた人的資源を集約し、NPOや地域団体などの多様な主体と協働しながら、各種施策を一体的に推進するために組織を再編するものであります。

特に、男女共同参画社会の実現のためには、県民の皆様の意識改革が非常に重要と認識しており、県民運動として強力に展開していく必要があるものと考えております。そのためには、NPO関係諸団体はもとより、県民運動関係団体とのネットワークを構築しながら進めていくことが重要と考えております。

これまでは、男女共同参画推進課は1課1班体制、NPO活動促進室も1室1班

体制、青少年課も1課1班体制ということで、いずれも1課室あたり10人に満たない小さな課室でありました。平成21・22年度の男女共同参画関係では、次期基本計画の策定といったかなり分量の大きな仕事も予定しておりまして、そのためにはどうしても相応の規模で機能的に動ける体制が必要という判断から、組織改編を進めさせていただいたところです。

なお、各方面から今回の組織改編に反対する意見を中心に御意見をいただいております。特に、当審議会の会長、副会長連名での「慎重に対応してほしい」という主旨の意見書をいただいておりますが、県政の重要な課題について、多様な主体と協働しながら、各種施策を一体的に推進するために組織を再編し、設置するものでありますことから「共同参画社会推進課」という名称で考えさせていただいたところです。新しい課では、男女共同参画、NPO、青少年関係を担当しますが、青少年行政につきましても非常に歴史のある分野でして、「青少年」という名称を冠した組織がなくなることへの御意見もいただいております、また、NPOについても同じような御意見があることも伺っております。大きく構えた組織でやらせていただく方が、実際に現場で仕事を進めていく上で、力を発揮できるという考え方で進めさせていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

槇石副会長：ただいま環境生活部長から説明がありましたが、本日お手元に配布させていただいたとおり、知事あてに審議会の会長、副会長連名での意見書を提出しておりますので、それも含めまして、御質問・御意見などありましたら、お願いいたします。

意見書の中にも記載しましたが、組織の改編はあってしかるべきとは思いますが、何を目的に行うのか、メリット・デメリットをしっかりと分析しながら進めたかといったことが重要になると思います。男女共同参画社会の実現を目指そうとした原点に戻って考えてみますと、男女共同参画基本法にありますように、21世紀の最重要課題ということで、様々な政策のベースとなるメインストリームだと思えます。このようなことを考えますと、男女共同参画を地域や生活の中に根付かせていくためにも、県や市町村の担当する組織の名称は極めて重要だと思いますし、「男女共同参画社会」というような名称で、NPOや青少年などの重要な課題もカバーしながら、今後の男女共同参画社会を見据えた施策を実施していくことが望ましいと思います。本日の審議会の資料にもありますように、男女共同参画はまだ進んでいない状況にあり、今後も強力に推進していくことを明確にする上でも男女共同参画という名称は継続していただきたいと思ひ、この機に行動を起こさざるを得なかったということです。また、3月16日には、この意見書だけではなく、様々な市民団体などから出された意見書や要望書により、知事と面談が行われたと聞いています。審議会としては、組織改正についてこの意見書以上のことはできませんが、委員の皆さんから御意見などがあればお願いしたいと思います。

佐々木委員：県の機構改正について、どのような経過を経るのかわからないところがありますが、宮城県議会に対しては、報告事項あるいは審議事項になるのですか。

今野環境生活部長：県の組織改正につきましては、部を改正する場合には部制条例の改正が、地方機関を改正する場合には行政機関設置条例の改正が必要ですので、いずれも議会の議決が必要になります。今回のような部の中の課室を改正する場合には知事の権限である規則の改正でできるということで、議会の議決は不要ということ

になります。しかしながら、今回の場合は結構大きな組織改編ということもありまして、予め議会の各会派には組織改編について説明させていただき、了解をいただいた上で進めさせていただいたという経過がございます。

佐々木委員：先程の環境生活部長からの説明では、4つのセクションが統合されるものの、取組の内容の力点はこれまでどおりということで、男女という名称が冠としてつくかどうかということが問題というように聞こえましたが、統合することによって、財政的な問題もあって総人数は一部減るということはあるのでしょうか、男女という名称よりは、実施する施策の方が重要ではないかと思えます。

今野環境生活部長：職員数ということになりますと、生活・文化課を別にして、現在は3つの小さな独立した課室がありまして、そのうち、男女共同参画推進課長とNPO活動促進室長は兼務しておりますことから、課室長が2人、その下に課長補佐が3人の合計5人おりますが、統合することによりまして、課長、男女共同参画推進専門監、課長補佐の3人ということになりまして、2人は減ることになります。平成21年度当初予算につきましては、これまではずっと予算の規模が縮小してきましたが、今回の不況等を受けまして、国の補正予算措置などによって企業等への資金融資が大きく増えたことにより、予算の規模だけ見ますと数百億円増えてはおりますが、平成21年度から職員の給与を削減するというように、一般財源では相当厳しい状況にあります。これは、環境生活部だけではなく、全部局が同じ状況でして、県庁の中では横並びで予算が縮小しております。

高木委員：ただいま、男女という名称を付けるかどうかにはあまりこだわらず、要はしっかりとした仕事をしていただければよいという意見がありました。そのような意見もありますが、冠は非常に大事で、それがあから力点を置くということで、人員や予算が整えられるということがあると思えます。今回の改正では、年代を超えて青少年を育成して参加させる、あるいは、NPOも参加させるという意味での共同参画であって、男女には限らないということで、男女という名称がはずれたのだと思えますが、そこで危惧されるのは、予算的な制約があるのはもちろんやむを得ないことですが、限られた予算の中でどうやっていくかということになります。審議会の会長、副会長連名の意見書にもありますが、本来のメインストリームが拡散されてしまって、結果的に方向性として啓発活動も含めた施策に力を投入できなくなることを恐れます。これまでは、男女共同参画を進めるための課であり、審議会であったのが、別の要素が入ることによって本来の目標が拡散されることのないような配慮をお願いしたいと思います。ですから、場合によっては、男女共同参画社会推進課という名前で、男女が共同で参画できる社会を目指すために、NPOや青少年の育成も進めるということを望みたいところで、男女という冠の問題は大きいと思っております、県に対して再考なり、検討をお願いしたいと思います。

今野環境生活部長：今のような御意見につきましても、知事の方へ直接多数意見が寄せられておりました。メインストリームが拡散しないかということですが、この課の体制がどのようになろうとも、男女共同参画推進条例があり、男女共同参画基本計画があり、この審議会があつて進行状況をチェックしていただき、県の中には知事をトップとする男女共同参画施策推進本部会議があつて各部との連携体制がしっかりと取られております。しかもこの審議会では各部局との懇談会を実施していただ

き、一つ一つの事業を細かく見ていただいておりますが、他の行政課題についてはこのような体制はありません。今後もこのような体制には全く変更はありませんので、男女共同参画を進める上での後退は一切ないと考えております。ただ、男女という名称がなくなるということについて、懸念をお持ちになる方がいるのではないかとこのことを理解した上で、そのための「男女共同参画推進専門監」といったような名称の課長クラスの配置について、人事当局に要望しております。男女共同参画の取り組みが後退するものではないということをお理解いただけるのではないかと考えております。

本田委員：男女という名称がなくなるということについては非常に残念に思います。まだまだ課題が多くありますし、男女ともに持っている力を十分に発揮できる社会が、知事が提唱している富県宮城、県の発展にもつながっていくと思いますので、男女共同参画社会推進課というような名称であってほしかったと思います。

伊藤委員：私は、佐々木委員と同じような意見です。班ではありますが、男女共同参画推進班という名称が残りますし、県全体の厳しい財政状況もあります。男性も女性も働くことから形成される能力があると思いますし、育児などからでしか感じられない大事な考え方や能力があると思いますので、そういったことが融合できればいいと思います。

細川委員：この共同参画社会推進課という名称を見て、何をしているのかすごくわかりにくいと思いましたので、資料を見ながらわかりやすい名前を考えていましたが、男女共同参画推進・NPO協働社会推進・青少年育成推進課という名称であれば、何をしているかがわかりますが、逆にわかりづらくなってしまふのかなと思いました。男女という名称がついていればよかったのではないかとというのが私の意見です。

舟山委員：どんな組織でも改革を行う際には、目標なり方針を持って行います。名前が変わろうとも、環境生活部長や課長の男女共同参画についての目標なり方針がきちっと押さえられていれば、あまり問題はないのではないかと思います。これまでどおり条例も審議会もあるわけで、目標や指針に向かって推進していただきたいと思っています。

菅原委員：この共同参画社会推進課という名称を見たときには、違和感がありましたし、残念にも思いましたが、環境生活部長から、実際の仕事の進め方や男女共同参画社会づくりに向けた取り組みには変更や縮小はないとの説明がありましたので、それを信じて、改めて審議会の場での意見を大事にしていきたいと思いました。

榎石副会長：皆さんから御意見がありましたように、名称は非常に大事なことだと思います。課の名称変更については議会の議決が不要ということでもありますし、来年、再来年も含めて、継続的に今後も機会を見て御意見をいただきたいと思っています。

○平成21年度の男女共同参画施策について

榎石副会長：続きまして、議題の(3)の後半の「平成21年度の男女共同参画施策」について、事務局から説明願います。

事務局：資料7「共同参画社会推進課」に基づいて説明。

榎石副会長：ただいま説明がありましたが、御質問・御意見などありましたなら、お願いいたします。

(質疑なし)

(4) その他

榎石副会長：続きまして、議題の(4)「その他」についてですが、皆さんの方から何かございますでしょうか。なければこれで議題については終了させていただきたいと思えます。

4 閉 会

事務局：以上をもちまして、宮城県男女共同参画審議会を閉会いたします。審議会委員の皆様には長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。